

令和2年12月11日

広島県危機対策推進事業者連絡会 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の実施について

本県では、11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっています。

こうした中、広島市の感染者の新規報告数(直近1週間の10万人当たり)は既にステージ3を超えステージ4に近い状態であり、このままでは県全体に感染が拡大し県全体で同様の事態に陥り、県民・市民の命、健康、生活に大きな影響が及ぼされるリスクがあります。

については、各事業者におかれましては、この切迫した危機の抑え込みに向けて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針(令和2年11月30日一部改正)」及び「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、今一度、感染防止対策の徹底に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担 当 危機管理課 三上
電 話 082-513-2786

広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の実施について

1 趣旨

11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっている。こうした中、本県の現状はステージ2であるが、広島市の感染者の新規報告数(直近1週間の10万人当たり)は既にステージ3を超えステージ4に近い状態であり、このままでは県全体に感染が拡大し県全体で同様の事態に陥り、県民・市民の命、健康、生活に大きな影響が及ぼされるリスクがある。

このため、この切迫した危機の抑え込みに向けて、広島県及び広島市が連携して、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 集中対策期間

12月12日(土)～1月3日(日)

ただし、県内の新規感染者確認が、これまでにないスピードで進んでいる現状を踏まえ、日々の感染状況を勘案した更なる対策強化と期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

3 対策

(1) 基本的な考え方

これまで広島市内において発生した感染状況を見ると、飲食店や会食、あるいは職場内での感染が全体の約6割となっており、マスクを外し、飛沫の届く範囲で会話等をするといった態様を取った時に感染が発生し、そこで感染した者が更に同様の態様を繰り返すことで、感染拡大が起きていることが推察される。

このことから、

- マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること
- やむを得ずマスクを外す態様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減すること

を取組の基本的な方針として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づいて、以下のとおり対策を進める。

(2) 広島市民への要請

ア これまでに引き続いて、3密の徹底的な回避やマスク着用、手洗い・咳エチケットなど、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針(新型コロナウイルス感染症広島県対策本部 令和2年11月30日一部改正)」(以下、「対処方針」という。)の「3 県民に対する要請」に掲げる内容に取り組むこと。

イ 接触機会の低減

集中対策期間においては、人と人との接触機会を低減するため、できる限り、外出機会を削減するよう要請する。ただし、年末年始の買い物や日常生活上必要な外出を

制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

ウ 会食や飲酒、飲食店の利用

同居する家族以外での会食等は控えること。

なお、会食の場や飲食店を利用するときに、(3)イに掲げるような飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしなない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えること。

同居する家族またはそれ以外の者との会食等を行う場合には、上記のような物理的対策が導入されている「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「ひろしまお知らせQR」の導入店舗を利用し、入店時に利用者登録を行うほか、会食の場や飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

(3) 広島市内の事業者等への要請

広島市内にある店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市内にある事務所等の施設運営者は、以下の感染防止対策を講じること

ア 基本的な感染防止対策

3密の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保など、対処方針の「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

イ 広島市内の飲食店

広島市内にある飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店利用者に対して(2)ウのとおり要請していることを勘案し、飲食店等の施設において、次の感染予防対策を講じること。(ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店(現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)を含む。)

① 飛沫感染予防対策

- a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等(以下、「アクリル板等」という。)のパーティションで仕切るなど、隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
- b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
- c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること

② 換気による感染予防対策(マイクロ飛沫対策)

密閉な状態を作らないために、換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓を開けるなどの換気を徹底すること。

③ 利用者への感染防止対策の徹底

飲食店利用者に対して飛沫感染予防対策を徹底させること。

上記の①から③の対策は利用者の協力があればいずれの飲食店でも対応可能であると考えられることから、これらを講じられない飲食店等は、集中対策期間は休業を要請する。

(注1) 県では、飲食店が飛沫感染予防対策としてアクリル板等パーテーションの設置を強力に進めるため、アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度を設けることとする。(12月10日(木)からの適用とし、詳細は現在調整中)

(注2) また、アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度として、「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」(以下、「事業費補助金」という。)を設けていることから、(注1)とともに活用することを推奨する。

ウ 広島市内の事務所・事業所

広島市内にある事務所等の施設運営者は、Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を5割削減を目標とし実施すること。また、テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を5割削減を目標とし実施すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

(4) 県民及び県内事業者への要請

本集中対策については、広島市民及び広島市内にある店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市内にある事務所等の施設運営者の方に対する要請であり、広島市民及び広島市内の事業者を含めた県民・事業者の方に関しては、対処方針に基づいた感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

ア 年末年始の帰省の自粛

感染拡大地域(都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体)から及び同地域への年末年始の帰省については、共同生活による家族間の感染拡大リスクが排除できないことから、時期の変更などを検討し、控えること。

また、広島市から広島市外及び県内他市町から広島市への年末年始の帰省についても、時期の変更などを検討し、控えること。

イ 事業者への要請

広島市内以外にある飲食店においても、(3)イの(注1)及び(注2)の活用は可能であるため、積極的な活用を推奨する。

4 今後の対応

県内の新規感染者確認が、これまでにないスピードで進んでおり、広島市においてはステージ4に近い状態となっている。対処方針では、仮に本県でステージ4となった場合には、外出自粛といった県民への要請のほか、事業者に対しては生活必需品を取り扱う施設以外の施設の使用制限などを要請することとしており、県民及び事業者にとって極めて厳しい措置を取ることを想定している。

こうした状況へ陥ることを回避するため、3(1)の基本的な考え方に基づいて、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが最も高くなると考えられる飲酒の場に対して、今後、次の対策の実施に向けた検討を行っていく。

(1) 広島市中心部の酒類を提供する飲食店における酒類提供時間の短縮を要請

関係団体等との調整や協力店舗に対する協力支援制度の構築等に、早急に取り組み、12月17日からの要請を検討する。

(2) 更なる強固な対策の検討

(1)の要請に伴う対策を実施したものの感染状況に改善の兆しが見られない場合には、広島市内の飲食店等に対して(1)の要請とともに営業時間の短縮などより強固な対策の要請を検討する。さらに、感染状況によっては、広島市内に限らず全県を対象として、(1)を超えた更なる行動制限に繋がる強固な対策の要請を検討する。

(参考)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抜粋）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

（2～8省略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。